

平成26年度 第2回 学長選考会議議事要旨

日 時 平成27年1月20日（火）15時35分～17時35分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 (学外) 井田委員、沖田委員、潮谷委員、陣内委員、中尾委員
(学内) 甲斐委員、平地委員、藤本委員、石橋委員、渡邊委員、諸泉委員
森田委員

欠席者 (学外) 大平委員、戸上委員

議事に先立ち、議長から、委員交代の紹介及び前回学長選考会議議事要旨の確認依頼があった。

【確認事項】

1 学長選考会議のスケジュールについて

議長から、現時点でのスケジュール案について事務局説明が求められ、総務部長から、資料1に基づき、第3回が平成27年2月10日開催の予定であること、その後については、次回会議で提案することの説明があった。

また、平成27年度第1回に現学長へのヒアリングを予定しているが、すでに日程調整済みの平成27年3月26日に実施してはどうかとの説明があり、異議なく了承された。

2 国立大学法人法等の一部改正に伴う学長選考の見直しについて

議長から、国立大学法人法等の一部改正に伴い、学長選考の見直しを行う必要があるため、検討のポイント等について事務局説明が求められ、総務部長から、資料2に基づき、制度設計の背景、学長選考の流れ等の説明を行った上で、検討課題について、検討に当たっての留意点、各検討課題の本学の現状及び検討のポイント、他大学の見直し状況等の説明があった。続いて、検討課題1の資料として資料3（佐賀大学学長に求められる資質・能力、重点的取組（案））及び参考資料1・2を添付しているので、併せて検討願いたい旨の発言があった。

議長から、資料の事務局説明に関して質問、意見等がないか発言があり、各委員から、任期に関して過去の本会議での検討の有無、他大学の任期設定の状況等について種々質問があり、総務課長から、少なくとも前回の学長選考の際は、任期について検討されていないとの説明があった。

< 検討課題1 >

議長から、検討課題1について、選考基準には学長に求められる資質・能力、選考手続・方法を盛り込む必要があることから、資料3（佐賀大学学長に求めら

れる資質・能力、重点的取組（案）を提案しており、また、参考に他大学の例を添付していますので、検討願いたい旨の発言があった。加えて、総務課長から資料3を策定に至った考え方の補足説明及び参考資料の説明があった。

種々検討の結果、議長から、各委員の意見を踏まえ、次回本会議において、訂正案を提出する旨の発言があった。また、総務課長から、委員からも具体的な提案をいただきたい旨の発言があった。

続いて、議長から、意向調査の実施の可否について審議願いたい旨の発言があり、また、総務課長から、法改正に伴う通知等によれば、学長選考は学長選考会議の専権事項であるとされており、従前のような意向調査の結果に過度に偏るような扱いには否定的なものとなっている旨の説明があった。

意向調査の必要性、範囲、位置づけ等について検討の結果、意向調査は実施することとし、次回本会議において、どのような方法で実施するのかについて具体案を提案し、引き続き検討することとなった。なお、意向調査の範囲については、現行規則の第二次意向調査の範囲で改正案を提案することとなった。

< 検討課題 2 >

議長から、検討課題2について、文部科学省からの通知によると公表の方法としてホームページへの掲示が例示されていることから、佐賀大学もホームページによる公表を行うこと、また、公表の範囲は、検討のポイントに列挙している選考基準、選考スケジュール、議事要旨、選考理由といったものとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

< 検討課題 3 >

議長から、検討課題3について、学長選考会議は、選考した学長の業務執行状況について、恒常的な確認を求められていることから、年1回、年度末の本会議時に、監事との意見交換及び学長へのヒアリングを実施したらどうかとの発言があり、種々検討の結果、監事と学長選考会議との意見交換は、経営協議会の開催日において必要に応じて実施し、学長へのヒアリングは、年度末の本会議に限らず、年1回実施することとなった。

< 検討事項 4 >

議長から、検討課題4について、佐賀大学は多くの大学と同様に1期目の任期4年とされているが、学長がリーダーシップを発揮する上で、現時点で見直す必要があるのか意見が求められた。また、再任の場合の任期及び回数についても検討してほしい旨の発言があった。検討の結果、現時点で積極的に見直す必要はなく、現行と同様に、任期4年、再任は任期2年で、引き続き6年を越えて在任できないという案となった。

3 その他

議長から、現在、議長代行者は、学外委員から1名選出されているが、今後学内外への広報・周知を考慮すると、学内委員からも1名選出したい旨の発言があり、異議なく了承され、次回本会議において、議長が推薦することとなった。